

コーディングマニュアル 14 章改訂（平成 23 年 12 月）についての解説

平成 23 年 12 月公開

コーディングマニュアル 14 章 統一書名典拠レコード（日本名）の改訂にあたって、以下のとおり、日本語の古典作品についての改訂内容を解説する。

NCR87R3 26.0.2 の規定にかかわらず、日本語・中国語等の古典作品については著者を有するものであっても、UTL フィールドに統一タイトル（統一書名典拠レコードの統一標目形）を記録し、また統一書名典拠レコードを作成してリンク形成することができる。

日本語の古典作品においては、その統一タイトルにはタイトルのみの単独形を採用する。ただし、その作品が著者等を有する場合、著者名を付記事項とする。

また、日本語の古典作品の統一タイトルに限っては、国文学研究資料館が公開する日本古典籍総合目録データベースの著作典拠ファイルに該当する著作データが存在していれば、統一タイトルに付記事項としてその著作 ID（WID）を記録することとする。該当する著作が存在しないか同定できない場合は、著作 ID は記録しない。

日本語の古典作品の統一書名典拠レコードの作成単位は、日本古典籍総合目録データベースに該当する著作レコードがある場合は、その単位に揃える。該当する著作レコードがない場合は、「目録情報の基準. 第 4 版」9.2.2. に従い、著作を単位とする。

NCR87R3 では統一タイトルの適用は「無著者名古典、聖典および音楽作品」の範囲に限られているが、「和漢古書に関する取扱い及び解説 9. 統一タイトルの取扱い」において、和漢古書における著作単位での集中の重要性を考慮し、著者を有する古典作品にも適用できることとした。「目録情報の基準. 第 4 版」9.2.1. では中国語資料に限って作成範囲を「無著者名古典を含む古典、聖典及び音楽作品」としており、これを日本語資料にも適用する。また、ここで言う「日本語の古典作品」とは、「記録史料・文書等を除く、1868 年以前に成立した日本語の著作全般」を指す。日本語の古典作品が収録された資料であれば、和古書に限らず、近現代刊行資料でも、統一書名典拠レコードの作成およびリンク形成について、コーディングマニュアル 14 章の「日本語の古典作品」についての記載を適用できる。

NCR87R3 では、統一タイトル標目の形として「単独形（統一タイトルを単独で用いる形）」と「複合形（著者名のもとに統一タイトルを続けて用いる形）」が示されており、CM14.2.1 では、作曲者を有する音楽作品について複合形を採用している。しかし、日本語の古典作品については、従来の和古書目録の慣行などを勘案して、常に単独形を採用し、著者名は付記事項として記録することとする。

また、日本語の古典作品については、「国書総目録」「古典籍総合目録」の情報を引き継いだ日本古典籍総合目録データベース（国文学研究資料館）の著作典拠ファイルが、相当数の著作をカバーするデータベースとして構築中である。その成果を有効に活用し、また両データベースの将来的な連携の可能性を目指して、統一タイトルに付記事項として日本古典籍総合目録データベースの著作 ID（WID）を記録することとする。

日本古典籍総合目録データベースにおける「著作」の単位は、「国書総目録」の項目の単位に倣ったため、目録規則や FRBR（書誌レコードの機能要件）におけるそれとは完全に一致せず、FRBR でいう表現形・体現形の違いを別「著作」と見なす場合がある。このような場合も、同データベースを根拠として統一書名典拠レコードを作成する限りにおいては、その単位に従うこととした。

(例)「田舎談義」(著作 ID 96899)

「在所の花」(著作 ID 29038)

※同一著作が改題されたもの。日本古典籍総合目録データベースでは別著作としてそれぞれにレコードがある。

なお、当面は参加館が日本古典籍総合目録データベース

(<http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>)を検索し、同定したレコードを流用して統一書名典拠レコードを新規作成または修正をする。

中国語の古典作品の具体的な作成規則については、検討中である。